出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 29 年３月 31 日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｂ第1638号 京博Ｂ第1639号 京博Ｂ第1640号 京博Ｂ第1641号 京博Ｂ第1642号 京博Ｂ第1643号 京博Ｂ第1644号	昭和63年８月10日	北畠　宏康	平成29年３月１日	

公文書等の管理に関する独立行政法人国際観光振興機構公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更したので、次のとおり公示する。

平成 29 年３月 31 日　　独立行政法人国際観光振興機構　理事長　松山　良一

廃止する場所　東京都千代田区有楽町２丁目10番１号　独立行政法人国際観光振興機構内
新設する場所　東京都新宿区四谷４丁目４番１号　独立行政法人国際観光振興機構内

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年３月 31 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑧ハのうち、
「平成29年３月31日まで」を「平成30年３月31日まで」に改める。
１．⑶⑯ロ⑵のうち、
「平成29年３月31日まで」を「平成30年３月31日まで」に改める。
別表３のうち、
「常磐自動車道（三郷・亘理間）

	山元
新地	14.8

」を
「常磐自動車道（三郷・亘理間）

		山元
	山元南 スマート	8.3
新地	6.5	14.8

」に改める。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 39 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年３月 31 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

１．企画割引「宿泊セット企画割引2017」
⑴　割引をする自動車
①　東京発着伊豆プラン
⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）。
②　東京発着舘山寺・浜名湖プラン
⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
③　東京発着富士・河口湖プラン
⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
④　東京発着南信州プラン
⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷②ニに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
⑤　名古屋発着金沢・加賀温泉郷・飛騨高山・白川郷プラン（２日間）
⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷②ホに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
⑥　名古屋発着金沢・加賀温泉郷・飛騨高山・白川郷プラン（３日間）
⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷②ホに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。